CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.７

**ヨーロッパ自立生活ネットワークからの報告**

（JD仮訳）

Draft General Comment No. 8 on Article 27 of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities

Submission by the European Network on Independent Living

**提出団体について**

ヨーロッパ自立生活ネットワーク（ENIL）は、ヨーロッパ全体の障害者ネットワークである。我々は、機能障害を横断する障害者グループ、自立生活団体、そして障害のない協力者と共に、自立生活の問題について取り組んでいる。ENILの使命は、自立生活の価値、原則、実践、すなわちバリアフリー環境、脱施設化、パーソナル・アシスタンス・サポートと適切な補助機器の提供、総じて障害者の完全な市民権取得を提唱し、ロビー活動を行うことである。

**はじめに**

ENILは今年（2021年）3月、障害者権利委員会（CRPD委員会）に対し、第27条に関する一般的意見に盛り込んでほしい内容を提案した。提出した意見書では、具体的にどのような点が求められているのかについて、いくつか概要を説明した。

a. パーソナル・アシスタンスへのアクセス

b. 隔離された労働環境と労働に代わる選択肢の廃止

c. 公正な賃金と労働条件

d. 雇用主としての障害者

e. 社会的支援や給付の十分な柔軟性

f. 仕事を探す上でのインクルーシブ教育の重要性

一般的意見の案が発表された後、我々は会員の公開協議を行い、以下の点を一般的意見に追加することを提案する。

1. シェルタードワークショップ（保護作業所）

ENILは、委員会がシェルタードワークショップについて具体的に詳しく説明し、それらが働く権利の正当な代替案として考慮されるべきではないとしたことを喜んでいる。理想的には、一般的意見が世界の様々な地域に存在するシェルタードワークショップの実例を挙げ、これらがCRPD第27条の趣旨に反していることをよりよく示すべきだと考えている。例えば、知的障害者を契約も給与もなく保護の下で雇用するなど、「社会的企業」（social enterprises）が実際には偽装されたシェルタードワークショップである場合もあることを付け加えることが重要であろう。

2. パーソナル・アシスタンス

我々は、パーソナル・アシスタンスや、多くの障害者にとっての（束縛からの）解放的な役割（emancipatory role）について言及がないことを懸念している。我々は、パーソナル・アシスタンスは自立生活の礎であり、一般的意見に反映されるべきだと考えている。障害者がパーソナル・アシスタンスを受けられるということは、例えば、通勤・通学に支援が必要な場合、その支援を受けるかどうかを決める選択肢を与えるということである。我々は、最初の提出文書で次のように述べた。

「パーソナル・アシスタンスは、自立生活のための重要な手段であると考えられており、CRPD第19条に明確に言及され、第19条に関する一般的意見第5号で定義されている。多くの国々で、パーソナル・アシスタンスは障害者の自宅でのみ利用可能である。これは法律による制限である場合もあれば、障害者が利用できる時間や資金が不足している結果である場合もある。」(ENIL 提出文書p.1)。

3. 作業評価

我々が一般的意見に望むもう一つの点は、英国の労働能力評価（WAC）プログラムなどの抑圧的プログラムの禁止を求めることである。これは、CRPD委員会が英国における組織的人権侵害に関する調査の結論（2017）の一部として非難したもので、障害者のサービス利用の適格性評価を医学モデルアプローチではなく、人権モデルアプローチに基づいて行うよう求めていた。

4. 緊縮政策の影響

また、緊縮政策が、公共交通機関、就労支援プログラム、パーソナル・アシスタンスなどの削減により、多くの人が就労を禁じられ、障害者の生活に悲惨な影響を及ぼし得ることを認識してほしい。これは、国連が数年前から懸念を表明してきたことである。

5. インクルーシブ教育

また、障害者が仕事を見つけるのを援助する上でのインクルーシブ教育の重要性をより強く認識することを望む。特殊な学校に通っていた人や、もはや需要のない職業訓練を受けてきた人には、労働市場の需要と自分の技能や関心に合った、継続学習や成人学習の機会が提供されるべきである。

6. 柔軟な労働条件

会員から寄せられた懸念のひとつは、業務遂行に時間を要する障害者が不当な差別に直面しないよう、また、よりアクセス可能な労働時間を確保できるよう、柔軟な労働条件に関連するものであった。

7. 監視の仕組み

一般的意見は、職場に障害者が含まれているかどうかを評価し、行政の効率性を監視するための国レベルの監視機構の重要性も強調することができる。制裁、救済、警告、勧告を伴うメカニズムである。例えば、差別に関しては、差別があったかどうかを判断する裁判所やその他の機関が、金銭的かつ公正な制裁と救済を決定する権限を持つ必要がある。

8. 交差性

交差性の重要性が指摘された。例えば、LGBTQIAのスペクトラムを持つ障害者、障害女性、難民を含む民族的に疎外されたグループの障害者、そしてこれらのグループが国内でのインクルージョンに際して直面する重複したスティグマは、労働市場へのインクルージョンとの関連でとりあげられる必要がある。

同じく重要なことを一つ言い残したが、ENILのメンバーからは、一般的意見案自体のアクセシビリティが問題として挙げられた。委員会が本文で使用した言語と一般的意見案の長さ（29ページ）により、すべての資料に目を通し、提起された点を完全に理解することが困難であるため、一般的意見案はわかりやすい版（easy read format）で提供されるべきであるという点で意見が一致した。

（翻訳：佐藤久夫、松井亮輔）